

令和8年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する事業停止処分について

下記事業者に対して、令和7年12月18日に一般監査を実施したところ、8項目の違反が判明し、令和8年1月16日に指摘事項確認監査を実施したところ、是正措置が講じられておらず、事業停止処分に該当するため、道路運送法第40条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 行政処分年月日
令和8年8月6日
- 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所
事業者名：株式会社 ヤマネコツアー
住 所：長崎県対馬市厳原町今屋敷650番地
営 業 所：本社営業所（長崎県対馬市厳原町今屋敷650番地）
- 監査端緒
継続的な監視が必要な事業者として監査を実施。
- 行政処分等の内容
 - ①事業停止処分（本社営業所に所属する全ての事業用自動車の使用停止）
令和8年8月21日から令和8年8月23日まで【3日間】
 - ②事業用自動車の使用停止処分
令和8年8月24日から令和8年10月16日まで
令和8年8月24日から令和8年10月15日まで
【53日×2両+52日×2両=210日車】
- 違反行為及び違反条項
別紙1のとおり
- 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
 - ・当該行政処分により付された違反点数 21点
 - ・当該事業者に付された累積違反点数 36点

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：友野、日置（ひおき）

電話：092-472-2529



5. 違反行為及び違反条項

- ①届出によらない運賃又は料金を収受していた。
(道路運送法第9条の2第1項違反)
- ②営業所ごとに配置する事業用自動車の数等の変更届出をしていなかった。
(道路運送法第15条第3項違反)
- ③疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがある乗務員等に運行の業務に従事させた。
(乗務員等に対して健康診断を受診させていなかった。)
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項違反)
- ④点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項～第3項違反)
- ⑤点呼実施状況(録音及び録画)の記録事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項違反)
- ⑥アルコール検査状況(写真等)の記録又は記録の保存をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第7項違反)
- ⑦業務の記録の記録事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、第2項、第4項違反)
- ⑧運行記録計による記録又は運行記録計による記録の保存をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項違反)